

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人浪商学園
② 設置大学名称	大阪体育大学
③ 担当部署	法人事務局 経営企画部
④ 問合せ先	kikaku.users@ouhs.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 1 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 7 年 10 月 28 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.namishogakuen.jp/finance/report/
⑧ 本協会による公表	☐ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、学園の使命、学是、教育研究上の目的及び将来を見据えた長期ビジョンについて、学生だけではなく広く社会に示し、多様なステークホルダーに対して明示している。 （掲載先 URL）建学の精神 - 大阪体育大学
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各教育組織ごとに教育目標（人材養成の目的）を実現するための教育活動における質保証の指針として、３つのポリシー（アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー）を明示し、教学マネジメントの確立を図っている。 また、各教育組織においては、自己点検・評価に基づき、カリキュラムの見直し等を実施しており、教育の質の向上に継続的に取り組んでいる。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	全学的意思決定機関として、学長を議長とする「大学評議会」を置くことを学則で定め、大学の運営に係る重要な事項を審議することとしている。 また、特に重要な議題を検討する機関として、戦略性をもった大学運営を推進する「大阪体育大学執行役会」を置き、学長を議長としている。 さらに教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与などを学長が決定するにあたり、意見を述べるようになっており、これらに則り運営している。 加えて、学長の職務を適切に補佐するよう、副学長及び学長補佐の職務を学則に定めている。これらの規程により、教学組織の権限と役割の明確化を図っている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	大学の意思決定機関である「大学評議会」において、大学事務局の各部長も構成員として加わり、専門的な見地から提案を行っている。 また、大学内の各種委員会は教員と職員で構成されており、公平な立場から運営を行っている。 具体的には、カリキュラム改編にあたっても職員が積極的に関与するなど、教職協働体制を確保している。
実施項目 １－１⑤	説明

教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	『大阪体育大学FD・SDに関する基本方針』に基づき、複数の実施主体が連携しながらFD・SD活動を実施している。 年間のFD・SD研修会の開催数については、中期計画にも目標を明記し、計画通りに開催している。 研修内容については教職員で構成されているFD・SD委員会などの実施主体が時代の潮流を鑑み選定している。 また、法人総務部と連携したSD活動や職員で構成された組織風土改革プロジェクトからの提案によるFD・SD活動も行っている。
---------------------------------	---

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	実施計画 1－1①の長期ビジョンに基づき、経営企画部が学校法人全体の5か年中期経営計画を策定し、各設置校と連携して設置校中期計画を策定し、理事会の審議を経て決定している。その内容は、募集から教学関係までKGI/KPIを設定したものである。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	年に1度、3月の理事会において進捗状況の確認と次年度に向けた行動目標を報告したうえで、事業報告書を作成し、ホームページに掲載している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	社会に対して教育研究活動の成果を還元するために科目等履修制度を設けている。また、知識や技術等の習得または、一般教養の向上を図ることを目的として公開講座を実施している他、健康づくりやスポーツ教室などを実施している。 社会人の受入れについては、リカレント教育の一環として社会人に対して大学院の昼夜開講制、長期履修制度を導入している。 加えて、部活動の外部指導員養成事業として部活動指導員養成セミナーを広く一般に向けても開講している。学内ではグッドコーチセミナーを開設し、地域の中学校へのコーチ派遣も行っている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	学内に社会貢献センターを設置し、社会や地域に対して大学の教育研究活動の成果を還元している。

	具体的には学生を能登半島や東北地域への被災地ボランティア派遣や、近隣地域へ部活動の外部指導員として派遣している。 また、地域との連携として高齢者向け「若返り講座」や小学生対象の「スポーツキャンプ」や「キッズボーシャ」などの取組も行っている。 加えて、大学コンソーシアム大阪（大阪府内地域連携 PF）に参画し、大阪府内の発展や人材育成について、自治体、産業界、他大学と連携して取り組んでいる。
--	--

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	内部質保証に関わる各種方針の中で、障がいの有無、国籍、性自認等にかかわらず、多様な学生が安心して学修できる環境を整備することを明記している。 大学内に人権委員会、障がい学生支援委員会等を設置し、相談体制として学生相談室、スポーツカウンセリングルームを設置している。 その他に施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置なども行っている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員等への状況については、理事 1 名（総数 10 名）、監事 0 名（総数 2 名）、評議員 1 名（総数 13 名）の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を「寄附行為」、「理事選任機関運営規程」に、理事長・業務執行理事の職務を「理事職務権限規程」に定め、明確にしている。 理事選任のための理事選任機関を「寄附行為」に基づき設置し、「寄附行為」及び「理事選任機関運営規程」に従い、評議員会の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任していることから、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、定期的開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、「法令」及び「寄附行為」に従い、必要な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定している。理事会議事録についても、評議員からの請求に基づき閲覧可能

	としていることから、透明性を確保した運営を行っている。 理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」、「理事会運営規則」及び「評議員会運営規則」に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っている。 理事会・評議員会で決した事業計画や方針に基づいた法人の日常業務運営は、理事長、専務理事及び常勤の理事で構成される常任理事会で審議し、執行している。常任理事会の運営に関することは「常任理事会規程」に定め、適切に常任理事会の運営を行っている。 理事会、評議員会及び常任理事会の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」、「理事会運営規則」、等に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会開催前に事前打ち合わせを各理事と行い、情報提供等を行っている。また、理事会とは別に常勤学内理事の意思疎通の場として常任理事会を設けている。 学校法人の適正な運営にあたり必要とされる知識等を習得するため、私大協の研修機会や理事会等を利用して研修を行っている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により専任している。 会計監査人は、理事会で決議された選任基準に基づき、理事会で候補者を提出し、監事によって決定された候補者について「評議員会運営規則」に基づき評議員会の決議により選任している。 共に選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査を実施するための必要事項を「監事監査規程」及び「内部監査規程」に定め、監事は、会計監査人及び内部監査を行う監査室と情報交換や協力して調査を行う等の連携についても定め、適切に監査を実施している。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営にあたり必要とされる知識等を習得するため、私大協等の開催する定期研修への参

	加を行っている。監事への情報提供の場として、毎月開催の大学評議会の情報提供を行い、タイムリーな課題を共有している。また、年に1度「教学監査」を行い、その場で情報交換や大学の近況を伝えている。
--	---

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数と属性・構成割合、資格を「寄附行為」及び「評議員会運営規則」に定め明確にしている。 また、評議員選任についても「寄附行為」及び「評議員会運営規則」に従い、適切に評議員選任を行っていることから、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の役割、責務を「寄附行為」及び「評議員会運営規則」に定め明確にするとともに、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関するものを「寄附行為」、「理事会運営規則」及び「評議員会運営規則」に定め、透明性を確保した運営を行っている。 理事会、評議員会及び常任理事会の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」、「理事会運営規則」、「評議員会運営規則」等に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、理事会における議案・決議概要等を報告し、情報提供を行っている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「危機管理規程」を定め、理事長を危機管理最高責任者とする「危機対策本部」を設置し、危機管理体制を整備している。また、「危機管理規程」に基づき、危機管理マニュアル及び事業継続計画を整備している。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	学園の役員（理事及び監事）及び教職員の職務の執行が適正な学園の運営及び学園に対する社会的信頼を確保するために「コンプライアンス規程」を定め、理事長を推進統括責任者とし、コンプライアンス推進に関する体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学ウェブサイトの情報公開ページにおいて、社会に対する説明責任と適切な情報公開について方針を明示している。 また、浪商学園ウェブサイトの情報公開ページで、組織・財務、規程その他の取り組み等学園の経営に関する情報を公開している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学生・保護者・地域社会等、ステークホルダー別に情報を集約し、ウェブサイトや SNS、紙媒体等を目的別に活用して効果的な発信に努めている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明